



人の断片化か、新たな関係性か：イタリアの生殖技術論争の事例から
Fragmentation of Person or Generation of New Relatedness ? :
Through the Debate on the Reproductive Technology in Italy

宇田川 妙子 Taeko Udagawa

生のつながりへの想像力 2

Kyoto Working Papers on Area Studies No.75
(G-COE Series 73)

March 2009

このグローバル COE ワーキングペーパーシリーズは、下記 G-COE ウェブサイトで閲覧する事が出来ます
(Japanese webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working_papers

(English webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working_papers_en

©2009

〒606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア研究所

無断複写・複製・転載を禁ず

論文の中で示された内容や意見は、著者個人のものであり、
東南アジア研究所の見解を示すものではありません。

このワーキングペーパーは、JSPS グローバル COE プログラム (E-4) :
生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点 の援助によって出版されたものです。

人の断片化か、新たな関係性か イタリアの生殖技術論争の事例から

宇田川 妙子

生のつながりへの想像力 2

Kyoto Working Papers on Area Studies No.75
JSPS Global COE Program Series 73
In Search of Sustainable Humanosphere in Asia and Africa

March 2009

人の断片化か、新たな関係性か：イタリアの生殖技術論争の事例から

宇田川妙子 *

Fragmentation of Person or Generation of New Relatedness ? : Through the Debate on the Reproductive Technology in Italy

Taeko Udagawa

Developments in reproductive technologies have been considered to affect and transform not only everyday notions but also academic knowledge practices of kinship, especially anthropology of kinship. In this article I would like to reexamine what really has been changing, because reproductive technologies are now being practiced and discussed more in terms of life, specifically embryo, than of kinship. Embryo-life discourse would mean that person were deprived of any relatedness, highly individualized, and then fragmented to parts such as DNA, cells, internal organs etc.. I am afraid that this shift might alienate reproductive technologies from kinship studies. But embryo-life idiom certainly interweaves with kinship one, and this very idiom might generate some new kind of relatedness that might be unpredicted, reconstructing knowledge also of nature, technology, biological facts, body etc.. So articulating this embryo-life discourse with kinship one will give new and more radical scope to kinship studies. Here I work on this issue through the analysis of the situation in Italy, especially of the debate on the medically assisted procreation law enacted in 2004.

1. はじめに

生殖技術が、親族関係に（実践としても理論的にも）新たな時代をもたらすと言われて既に久しい。体外受精による出産、いわゆる「試験管ベビー」第一号とされるルイズ・ブラウンが誕生したのは 1978 年。その後も普及は目覚ましく、現在では先進国のみならず世界的に広がり、技術的にも、シングルや同性愛カップルの出産、配偶者の死後出産、閉経後の出産、デザイナー・ベビーなどが可能となっている。このため社会的な混乱も招いており、各国では様々な法制度化が進められているが、そうした規制がさらに国際的な「妊娠ツーリズム」も引き起こしており、生殖技術は今やグローバルな現象である。それゆえ、親族研究の蓄積をもつ人類学にとっても格好の研究対象となり、それまで低迷していた親族研究の再興につながりうるとも期待された。生殖技術は、我々の生活のみならずアカデミズムにおいても、家族・親族、性、生殖にかかわる概念をあらためて意識化し、そこに深く関与してきた

* 国立民族学博物館准教授

「性＝生殖」図式（後述）を検討し直すとともに、新たな関係性の可能性を内在するものとして注目を浴びてきたのである。

さて本稿は、こうした期待あるいは予測は、果して当たったのか、という問いに取り組もうとするものである。というのも、生殖技術をめぐる混乱が一段落した現在、あらためて振り返ってみると、その実践も議論も、結局は従来の家族・親族概念の枠から大きく逸脱することはなかったようにも見えるからである。本稿では、こうした現状を、筆者のフィールドであるイタリアの事例とともに考察していくつもりだが、その際着目したいのが「生命」という言葉である。

現在、生殖技術をめぐる論点は、実は、イタリアに限らず、家族などの問題系を離れて胚の問題へと集中し、生命や生命倫理という言葉の中核とする言説へと位置付けられるようになっていく。もちろん、そもそも生命とは、性＝生殖図式を最も純化させた言葉であることに気づくならば、この変化は、生殖技術がいつそうこの図式に囚われるようになったことの証かもしれない。本稿も、そうした側面を否定するものではないし、特にイタリアの場合、生命言説を早くから主導してきたカトリック教会の影響力もあって、その拘束力はより強いだろう。しかし、そのイタリアにあっても、生殖技術をめぐっては性＝生殖図式以外の論理を見いだすことは可能ではないのか、そこに、これまでの家族・親族概念とは本質に異なる関係性の萌芽をみることもできるのではないのか、そしてそれは、生命言説のただ中から生まれているのではないのか、というのが本稿の最終的な問題意識である。

とはいえ本稿の大半は、その準備のためのものであり、この最終課題にかんしては、最後に若干の提案をする程度で終わらざるを得ない。そもそも、この新たな関係性の萌芽とは、性＝生殖図式を真正面から乗り越えるというよりも、それとは別個の次元で創出され、結果的に従来の親族関係を無効化し根本的に再編してしまうような（その意味ではそもそも人の関係とは何かという問い直しを伴うような）関係性かもしれない。とするならば、より広い視野からの総合的な議論が必要となるが、筆者にはその準備は整っていない。しかし本稿では、そうした不十分さは承知しつつも、これまで長い間、たとえ批判という形であっても性＝生殖図式の枠にとらわれてきた親族研究を、本格的に新たな時代へとつなげていくために、あえて一石を投ずるという思いで議論を試みていくことにする。

2. 生殖技術と親族研究

2-1. 「衰退」から「復興」へ

まずは、以上のような本稿の問題意識を明確にするためにも、簡単に、生殖技術と人類学的な親族研究の関係について振り返っておくことにしよう*。

親族研究は、よく知られているように人類学の最も特徴的な研究分野であったが、1970年代にはすっかり衰退し沈滞していた。その理由や背景については既に数多く議論されてい

*生殖技術と親族研究の関係性については、既に上杉[2002]が端的にまとめているので繰り返さないが、本稿では特に、Carsten[2004]、Franklin & McKinnon(eds.)[2001]、Franklin & Ragoné(eds.)[1998]、Inhorn & Birenbaum-Carmeli[2008]、Peletz[1995]、Ragoné & Twine(eds.)[2000]、Schweitzer(ed.)[2000]、Stone(ed.)[2001]、Strathern[1992a, 1992b]等での議論を参考にしている。

るが、なかでも影響が大きかったのは、シュナイダーの研究であると言われる。彼は、アメリカ（その白人中間層）における親族という観念には、男女の性的な関係による生殖という図式を「自然」とみなす考え方、すなわち性＝生殖の図式が中核にあり、その図式は人類学の親族理論にも大きな影響を与えていると指摘した[Schneider1968,1984]。つまり人類学的な親族研究とは、欧米の研究者たちが自分たちになじみの親族関係を他の社会に勝手に見出してきただけであって、ゆえに極論すれば「親族関係など存在しない」[Schneider1984:138]と、その欧米中心主義的な虚構性を暴露したのである。この議論は、人類学全体に広がっていたコロニアリズム批判や言語学的転回などとも呼応して、たしかに親族研究の急激な衰退につながっていった。

ただしその一方で、当時、性＝生殖という図式が人類学的な親族研究の最大の問題点であると指摘していたのは、シュナイダーだけではなくたことにも注意したい。なかでもフェミニズム研究者たちは、女性と家内領域（特に生殖）の結びつきを当然視する見方が人類学の中にも根強く浸透していることに気付き、その批判の過程で同様の指摘に至るようになっていた[MacCormack&Strathern(eds.)1980, Rubin1975]。その代表的な業績の一つは、Yanagisako & Collier (eds.)[1987]だが、そこではシュナイダーの議論も積極的に参照されている。すなわち親族研究は、この時期、研究者の側が自らに内在している性＝生殖の図式を意識化・相対化していくことによって、新たな方向性を探り始めたのである。それは、性＝生殖図式という問題の重要性に目覚めた時期であった、とも言い換えられる。

それゆえ、ほぼ同時期に特に欧米社会で本格的に導入されつつあった生殖技術は、親族研究にとっては、ただ研究対象の拡大を意味するだけではなかった。そもそも生殖技術とは、性交渉を前提とせずに生殖が可能になるなど、それまでの性と生殖の「自然」な関係を脅かすものである。さらには、生殖という「自然」そのものを作り出す技術として、親族関係を「自然」と結びつけてきた考え方に根本的な変更を迫る可能性ももつ。そして、その生殖技術が欧米社会で盛んに実施されるようになったということは、人類学的な親族研究の基盤そのものが、実は、それを育てていたはずの欧米社会の中から切り崩されていくことも意味していた。すなわち生殖技術とは、それを実施している社会の問題としても、それをどう考察していくかという研究者側の問題としても、人類学が（当時本格的に取り組み始めた）性＝生殖図式の問題を考察する上で格好の素材になったのである。

こうして人類学は、生殖技術の研究に積極的に取り組んでいったわけだが、このことは、従来とは打って変わって、主に欧米社会の、しかも都市的な中間層を研究対象とするという意味も持っていた。また、生殖技術をめぐる法制化や市場化などの問題にも取り組み、政治・経済的な側面にも考察を広げ、それまで私的な領域に限定されていた親族研究の様相を大きく変えることにもなった。人類学の親族研究は、1990年代後半に入ると全体として「復興」と言われるまでに持ち直しを見せるようになったが[上杉 2002 : 392]、その主因の一つは、こうした生殖技術をめぐる議論による刺激にあったことは間違いない。ただし問題は、先にも触れたように、その「復興」とは親族研究の本格的な変革を伴うものだったのか、生殖技術は本当に親族研究に新たな時代をもたらしたのか、という点である。

2-2. 「復興」の再検討

たとえば、生殖技術普及の当初においては、代理出産のよる「二人の母」（卵子の母と子宮の母）などのように新たな親族関係の可能性をめぐる議論が活発に交わされていたものの[Ragoné1994, Strathern1992b]、近年では、その種の議論は少なくなっている。それは、一つには、多くの国でそうした可能性を限定する方向で制度化が進み、生殖技術の実践自体が、その潜在的な可能性に比べると大きく制限されるようになったためだろう。その過程で逆に、従来の家族・親族規範が改めて意識化され、いっそう強化されるとともに、生殖技術そのものもその規範の強化のために用いられているという報告もある。また、多少の変化があったとしても、その変化も従来の親族関係の枠を大きく逸脱することはあまりないばかりか、変化自体がその枠内に回収する形で言説化されることも少なくなかった。

そもそも技術とは、それ自体が意味をもっているわけではない。技術の意味とは、それをどう使い、いかに言説化していくか、にかかっている問題である。技術が発展すればするほど、これまでにない親族関係を生成する可能性が広がるだけではない。たとえば提供配偶子を用いなくとも済むような、従来の親族関係を保全する不妊治療も可能になるかもしれず、それをどう選択していくかは、まさに我々の側の問題である。また、生殖という「自然」は今や「技術」なしには支えられないようになってきているが（自然の技術化）、その状況は、「技術」の「自然」化として言説化することも可能であり（技術の自然化）[Carsten2004:172-76]、とするならば、その場合は、「自然」概念の一義性は揺るいでおらず、ゆえに「自然」を一義とする親族概念も根本的に覆されたわけではないことになる。そして実際、人類学が生殖技術をめぐって国家、患者、医者、市場などの様々なアクターたちが交渉し言説化をしている様子を丹念に考察していく過程であらわになってきたのは、実は、生殖技術がますます複雑な「生－権力」の場としての意味を強めている状況であった。たしかに性＝生殖の図式は従来に比べると揺らぎを見せてはいる。しかし「生－権力」は、その揺らぎ自体も取り込み馴化させていくことによって、生殖技術の実践と言説の場に、想像以上に複雑かつ巧妙に入り込んでいるのである。このことは、性＝生殖図式が、さらにその背後の「生－権力」に根付く問題であることが浮かび上がってきたとも言いかえられる。

こうしてみると、生殖技術にかんする人類学は、現在のところ、その多くが単純な性＝生殖図式にとどまらない「生－権力」の根深さを改めて解明していく作業に追われていると言ってもよいだろう。もちろん、そこでは他の議論もあり、中には、生殖技術が親族研究にもたらす意義そのものを疑問視するものもある[Carsten2004:169-72]。たとえば、生殖技術による「新たな」親族関係は、欧米では「新しい」かもしれないが、非欧米社会を扱ってきた人類学にとっては「生物学的な親」と「社会的な親」の違いのように「古い」理論的枠組みでも対処が可能であるという議論等である。ただしこれらの議論では、その「古い」枠組み自体に内在する自らの「生－権力」性に対する反省が不十分なことは明らかだろう。いずれにせよ「新生殖技術時代の人類学」*は、性＝生殖図式および「生－権力」問題の重要性に目覚めつつも、その批判的検討から本格的な転回を果たしたと見なすことはいまだ難しい。

2－3. 生命言説への移行

* この言葉は、上杉[2002]の論文タイトルをそのまま用いたものである。

ところで、現在、生殖技術をめぐる研究は、大きな転換期を迎えつつあるかもしれない。既に触れたように、生殖技術の言説および実践の場では、家族や親族関係にまつわる問題は一段落し、「生命」という言葉が目につくようになってきているからである。

生命とは、生殖技術論においては、具体的には胚の問題である。たとえば、その着床前診断や治療等が生命の選別につながるという議論はよく知られているだろうし、胚の万能細胞が再生医療の可能性として注目されるにともなって、その実験はそれ自体が生命の尊厳を冒流するとともにクローン技術にもつながるという批判も高まっている。

たしかに生殖技術は、胚の生成にかかわる技術であり、その意味では、この変化は当然かもしれない。また最近では、既述のように生殖技術が結局新たな親族関係（及び親族研究）を生み出せなかった一方で、「生－権力」というより広い問題とのかかわりが顕わになってきたためか、生殖技術はもはや親族研究の問題系を離れて、他の臓器移植や遺伝子治療、安楽死などの問題とともに生命倫理や科学技術という問題系の中で論じられるようになってきている。実際、最近の親族研究においては、生殖技術への関心はかつてほどではない。しかし、生命言説化された生殖技術は、本当に親族関係の問題からは別物になってしまったのか、については検討の余地があるだろう。そもそも、生殖という場が、これまでは家族・親族関係という文脈で問題視されてきたのに対して、最近では胚という生命の問題として言説化され直されていること自体、親族関係にとってきわめて重大な転回であるに違いない。つまり、こうした生殖の生命言説化は、むしろ、親族関係等の観念を根本から問い直すことにつながっているのではないか、という問いである。

では、以降では、この問題をイタリアの事例から具体的に考えてみたい。生殖技術は、イタリアでも不妊治療の一手段として普及しており、人々の関心はおしなべて高いが、ここ数年は、やはり生命という言葉とともに語られるようになってきている。特にイタリアの場合、生命言説を早くから主導しているローマ法王庁が身近にあるせいか、「生命 *vita*」および「生命倫理 *bioetica*」という言葉はいっそう人口に膾炙しているように見える。さらに 2004 年に施行された補助生殖医療法がきわめて厳格だったことも影響を与えているだろう。それは、いわゆる多様な家族像を認めなかったため、この法律がある程度の定着を見せている現在、少なくとも政治レベルでは、論点は生命へと集中しているとみることもできるからである。そして近年では、いわゆる安楽死にかかわる出来事が立て続けに起こっており、今や、死の問題も含めて「生命」「生命倫理」という言葉は、イタリア社会全体の重要な関心事の一つとなっている。

こうしたイタリアの現状は、生殖技術と生命言説との関連を考える上で、重要な事例の一つになると考えられるが、まずは、簡単にイタリアにおける生殖技術の今日までの経緯を振り返っておこう。なお、特に補助生殖医療法案が議論されていた 2000 年までの様子については、既に別稿で紹介しているので[宇田川 2005]、詳しくはそちらを参照してもらいたい。また、本稿の議論は、主として法制度化をめぐる論争を資料とするものである。もちろん生殖技術の現場での当事者たちについての考察も必須だが、ここでは主として一般社会に生殖技術がもたらした言説的な変化を追うために、その変化が最もあらわになっている論争を選

扱ったこともお断りしておく*。

3. イタリアの生殖技術

3-1. 生殖技術の略史

イタリアは、生殖技術の法制化にかんしては他のヨーロッパ諸国に比較すると遅れてはきたが、技術それ自体はむしろ先進国の一つとしてみなされてきた。このため 2004 年に補助生殖医療法が成立するまでは、明確な指針や規制がないまま、閉経後女性の出産、配偶者の死後出産、代理出産などが次々に実施され、さまざまな社会的混乱が起こり、そのたびに大

*本節では、参考文献を逐次表記することはあまりに煩雑になってしまうので省略する。その代りにここで、本稿で主に使用した文献の紹介を行っておきたい。イタリアの生殖技術にかんする人文社会科学的研究は、イタリア国外ではあまり見当たらないが、国内では特に 1990 年代から急に増加し、現在、活況を呈している。中でも Mori[1995]は、その当時までの問題点を、主として科学と倫理という問題意識のもとで女性の権利にも配慮しながら総合的に整理し考察した論考として、現在まで最重要文献の一つとされている。このほか初期の文献としては、Lanfranchi&Favi[1988]、Pizzini[1992]、Pizzini&Lombardi (eds.)(1994)等があり、特にフェミニストたちは Centro Studi e Documentazione sulle Condizioni Femminili(ed.) (女性問題研究・文献センター編) [1991]のように、早くから積極的に議論を重ねていた。

またテーマ別にみると、母性や女性身体など、特に女性の視点やフェミニズム的な立場からの文献としては Boccia&Zuffa[1998]、Finzi[1997]、Soldano[1999]、Valentini[2004]等、家族や親子関係の問題としての考察では Scabini&Rossi[1999]等がある。法的な側面にかんする論考も Cassano[2000]、Corti[2000]、Ferrando[1999]、Milan[1997]等、補助生殖医療法そのものにかんしては Santosuosso[2004]、Stanzione&Sciacalepore(eds.)(2004)等がある。また、この問題はイタリアでは教会派と世俗派という対立でも語られており、特に教会派にかんしては、Palmaro[1998]、Socci&Casini[2005]等、その立場を明確にしている文献も少なくない。さらには、生命倫理というより広いテーマに位置づけた議論としては Fornero[2005]、Pessina[1999]等があるし、近年では Mori[2008]のように中絶と関連させた議論も多い。また、国民投票や国会審議などの時事に合わせて政治家、活動家、医療関係者、ジャーナリストらが意見表明のために出版・企画するものも多く（たとえば Casalone et al. [2005]、Pace[1998]）、こうした出版状況自体が、興味深い考察の対象となるだろう。

ところで、これらの議論は、主に社会学、法学、心理学、フェミニズム、思想・哲学の分野の研究者たちによるものであり、Botti[2001]が指摘するように、人類学からのアプローチはほとんどない。このことは、生殖技術の現場で果たして何が起きているのかというきめ細かい考察が、他地域での研究にくらべても非常に不足していることを意味している。ただし最近、Bonaccorso[2004, 2009]がフィールド調査をふまえた研究を発表しており、今後の展開が期待される。

なお以上は、書籍となっているものであり、本稿は、ほかにも数多くの雑誌文献や新聞記事、政府官報等を参考としているが省略する。ただし生殖技術問題にかんしては、*Bioetica* という雑誌が、文字どおり「生命倫理」問題の一環として取り上げ続けていることは付け加えておきたい。また、本研究にあたっては、科研基盤研究A平成 12～15 年度「新生殖医療技術に関する社会・文化的対応の国際比較」（代表・上杉富之）、同平成 16 年度～19 年度「新生殖医療に起因する国境を越えた社会・文化的諸問題の実証的研究」（代表・上杉富之）の助成を受けている。

きな議論となっていた。その様子は、特にジャーナリズムなどで「Far West（無法地帯）」という英語で表現されていたほどである。

こうした中、法案作りが本格的に始まったのは、1997 年 2 月である。実は、イタリアでも生殖技術にかんする規制が皆無だったわけではない。イタリア初の体外受精児が誕生した 1984 年、保健省は検討委員会を設置して、翌年、当時的大臣名で通達を出し、第三者からの配偶子提供の禁止、対外受精の自粛などを盛り込んだ。ただしこの通達は、公的な医療機関を対象とするものであったため、逆に民間での Far West 状況をあおることになった。また、1995 年、夫婦の凍結胚を妻の死後に夫の妹に着床させて出産したという報道がなされると、遅まきながら医師規定の中にも生殖技術に関連する項目（代理母・代理出産の禁止、異性カップルに対象を限定、商業化の規制など）を入れたが、罰則規定はなく、ほとんど効力はなかった。しかし 1997 年 2 月、クローン羊ドリーの誕生報道とほぼ同時期に、ある新聞紙上で卵子募集の広告が掲載された。この衝撃は非常に大きく、危機感を強めた保健省は、卵子の売買や代理出産などの生殖技術の商業化およびクローン技術の禁止を盛り込んだ省令を緊急に発布するとともに、法案の作成に取り掛かることになったのである。

ただし、その成立には、1998 年末に法案が下院に提出されてから 5 年以上の歳月を要した。それは、途中で政権交代が起こった等の不安定な政情も関与していたためだが、それ以上に、生殖技術がイタリア社会にとってきわめて複雑な言説の場であったことを示唆している。実際、この間、国会の内外で巻き起こった論争は非常に激しかった。1999 年には審議が始まって早々に原案が大きく修正される見込みが強まった結果、当初の法案提出責任者が辞任し、新たな提案者のもとで審議再開という異例の事態が起きた。さらに 2000 年には一度廃案にも追い込まれた。また、厳格な法制化がなされるのを見越して、いわば駆け込み的に生殖医療を実施する者も少なくなく、社会的にも相変わらず混乱が続いていた。2002 年には、既に閉経後女性の出産等でしばしば物議を醸している医師が、クローン技術を用いた出産に成功したと発表し、世界的にも話題になった。

そして 2004 年、ようやく補助生殖医療法が成立し施行され、現在のイタリアにおける生殖医療は Far West を脱したように見える。実際、生殖技術にかかわる社会問題や事件は、非常に少なくなっている。しかしながら、この法律内容は後述のようにきわめて厳格なため、より規制の少ない他国へ患者が流れ出し（「妊娠ツーリズム」[Bornini et al 2006]）、経済負担の問題だけでなく国際的な摩擦も起こしている。さらに近年では、医者や研究者の国外流出も深刻な問題として受け止められるようになってきた。また、それゆえに法律の廃止あるいは改正を訴える声も少なくなく、その運動が結実して翌 2005 年 6 月には改正を求めた国民投票が行われた。ただし、この国民投票は投票率が過半数に届かず、国民投票自体が不成立に終わってしまったことから明らかなように、イタリア社会全体の生殖技術への関心のあり方は、近年少しずつだが確実に変化していることも間違いない。そしてその変化には、生命という言葉が大きくかかわっていると考えられるのだが、その変化の所在を明らかにするためにも、次に、この法律の特徴について触れておこう。

3-2. 補助生殖医療法（通称 40 号法）

イタリアの補助生殖医療法が、世界的にも例をみないほどに厳格な性格をもっていること

は、審議の途中から既にイタリア内外で批判的に取り上げられていた。1999 年 5 月に、下院で最初の法案が通過したときには、国内の有力紙の多くが「ヨーロッパからの後退」などと書きたてたほどである。

この法律（正式名称は「補助生殖医療規則にかんする法律、2004 年 2 月 19 日 40 号法」）は、7 章 18 条からなり、生殖技術を不妊治療として用いるにあたって、その対象者の範囲、実施が認められる生殖技術の範囲、胎児の法的地位の保全、人胚の保護、公的機関の責務、罰則などの規定を明文化したものである。そこには、クローン技術の禁止や代理母・代理出産の禁止など、他の多くの国と類似の内容も含まれているが、その一方で、イタリア独自の厳格さとして注目されているのが、①第三者からの提供配偶子の利用禁止（第 4 条）、②胚の凍結禁止（第 14 条）、③「胚の権利」の尊重（第 1 条）、という 3 点である。

まず①についてだが、現在、卵子の第三者からの提供を認めない国は少なくないが（フランス、ドイツなど）、精子も禁止している国はほぼない。そして、さらに珍しいのは②である。この規定は、より具体的に言えば、対外受精技術を用いる場合、1 回の施術で作成する胚は 3 個以内とし、そのいずれも凍結せずにすべてを女性の子宮に戻すことを義務付けたものである。それは、施術ごとに卵子採取が必要になるという負担を女性に強いることにもつながる。この二つの事項が、イタリアにおける不妊治療の幅を非常に狭めることは容易に想像できるだろうし、実際、この法律施行後、他国への「妊娠ツーリズム」が急激に増えていることは既に述べたとおりである。

ではなぜ、こうした条項が含まれることになったのか、その経緯と意味について考えていくと、第一に浮かび上がってくるのは、彼らの家族観にかかわる問題である。

生殖技術が、それぞれの社会における家族観の再検討につながることは、既に知られている。イタリアでも、生殖技術が関与する家族問題は多々起きており、提供精子による出産後に父親が子供の認知を拒否する裁判や、代理出産による母子関係の確定などにかんする裁判も多くなっていた。ゆえにこの法律の目的の一つは、生殖医療の現場における家族関係の保証でもあったわけだが、その際に 40 号法が基準とした家族像とは、まさに①の条項に端的に示されているものであった。①条項とは、生殖とは夫婦の間でなされるべきもの、すなわち、子供はその両親（夫婦）それぞれと生物学的関係にあるべきであるという、「性＝生殖」図式の過不足ない表出であることは明らかだろう。そこからは、両親と子供といういわゆる「近代家族」的な家族観が浮かび上がってくる。

ところで、この家族観は、そもそもイタリア社会全体の特徴でもあるように見えるかもしれないが、実は、審議の過程では様々な家族観が衝突していた。たとえば、既に触れたように、最終的に成立した法律（以下「40 号法」）と最初に下院に提出された法案（以下「1998 年提出法案」）とでは内容が非常に異なっていたが、後者には①の条項はなかった。精子の提供は認められていたし、その時点では、卵子提供の是非が論点となっていた。また当初は、生殖技術による不妊治療対象者として、同性愛者カップルや独身者を含めるか否かという議論もあった。たしかにその許容範囲に限界はあったものの、生物主義的ないわゆる「近代家族」を超えた家族関係を認めていこうとする動きは少なからずあったのである。その背後には、イタリアでも他の先進国同様に、家族の形態・家族観がますます多様化しているという状況が関与していることは間違いない。

また、こうしたより多様な家族像は、主として中道左派とされる政治勢力に支持されていた一方で、40号法の基本線を作ったのは中道右派とカトリック教会側の勢力だったが、後二者の間でも、微妙だが本質的な齟齬があったことも付け加えておく。

この違いが最も端的に現れたのは、いわゆる事実婚カップルを医療対象に含めるか否かという議論である。40号法では最終的に事実婚カップルも対象となっており（第5条）、その際、中道右派の多くも賛成したが、教会は激しく反発した。結婚とは、教会にとっては秘蹟であり、その秘蹟化の背後には、性を原罪とみなす論理があることは良く知られているだろう。すなわち、教会にとって「性」とは、究極的には否定されるべきだが、俗人の場合には神の名のもとで承認された男女の間で、しかも生殖の可能性にひらかれた性的交渉のみ許されるという論理である。このため、生殖技術に対する教会の最大の危惧とは、性＝生殖図式が崩れることによって、性を統制する籬（秘蹟としての結婚）が崩壊し、性があらわになってしまうことにあると考えられる。そのためにも、本法で事実婚が承認されることはどうしても避けたかったのである。

これに対して、いわゆる中道右派側の関心は、むしろ「生殖」の極にあったと言える。実際、彼らが1998年提出法案に異議を唱えた際のキーワードの一つは、「子供の権利」であった。それは、生まれてくる子供には適切な親・家族をもつ権利があるという議論であり、そこから、彼らにとって何よりも重要なのは子供であって、一方、家族はその手段という位置づけにあることが浮かび上がってくる。それゆえ家族のあり方は、子供（すなわち生殖）のためであれば現状に合わせた軌道修正も可能となる。また、こうした子供中心主義とは、周知のとおり、近代国家の成立とともに生まれた「近代家族」の特徴の一つであり、このことは、この中道右派の言説に「イタリア」「イタリア独自の道」というナショナリズム的な言説が多用されていることとも関連しているに違いない。この言葉は、中道左派が自らの法案を「ヨーロッパの一員」としてふさわしいと表現していたのに対するものだが、いずれにせよ、中道右派の言う「子供」とは「イタリア人」と読み替えることは十分可能だろう。

3-3. 胚の尊厳、生命の尊厳

さて、このように①の条項とは、イタリア社会における様々な家族観が様々な政治権力の間で交錯し議論され抗争された結果であると言える。それは最終的にはきわめて純化された性＝生殖図式に沿ったものとなり、そのことが抱える問題については後で触れるとして、一方、②の条項についてはどうだろうか。②の論点が、彼らの家族観にかかわる問題系とは異なっていることは明らかである。すなわち②に表出されているのは、家族ではなく胚についての彼らの考え方であり、胚とは人であり生命であるがゆえに、その凍結は人および生命の尊厳を冒すことになるという論理である。つまり40号法とは、もう一つ、生命言説としての側面も持っているものであり、そのことが最も端的に表れているのが、実は③の条項である。

③は、第1条1項、すなわち本法の冒頭に、この法律の目的として記されている文章に含まれている。そこでは、この法律は、不妊による問題解決をするために生殖技術の利用規則を定めるとともに、「それに関与するすべての関係者の権利を、コンチェピートの権利も含めて保証する」とある。コンチェピート *concepito* とは、あまり使用されない言葉で、しばしば「胎児」と訳されるが、より正確には受精の瞬間から出産までの胚 (*embrione*) および胎

児 (feto) の双方を意味している。ゆえにこの言葉自体が、人の生命とは受精の瞬間から始まるという考え方をより鮮明に打ち出しているとも言えるだろうが、いずれにせよ、この文言の挿入をめぐるのは、審議の当初から激しい議論が交わされていた。

そもそも、1998 年提出法案にはこの文言も存在せず、それゆえ②もなかった。しかし審議開始早々から「コンチェピートの権利」を挿入するように主張したのは、中道右派とそれを後押ししていた教会側勢力である。

カトリック教会は、既に 1987 年の教理省による『生命の始まりにかんする教書 (Donum Vitae)』や 1995 年の法王回勅『生命の福音 (Evangelium Vitae)』などを通して、人の生命は受精の瞬間に発生するものであり、その受精を人工的に作り出す生殖技術は生命の尊厳を侵すものであると発言していた。1994 年に 62 歳女性が提供卵によって出産したという報道があった翌日には、当時の法王ヨハネ＝パウロ 2 世が非難の声明を出すなど、時事にも素早く対応し、そうした意見表明はイタリアの国内世論に強い影響をもたらしてきた。また、さらにさかのぼれば、胚の問題とは、教会が（自らの性観念と抵触するがゆえに）最重要課題として既に取り組んでいた中絶・避妊問題へとつながるものである。教会が中絶および避妊を、やはり生命の軽視という観点から認めていないことはよく知られているが（1968 年法王回勅『人の生命 (Humane Vitae)』*、それゆえ、教会にとってこの法律に「コンチェピートの権利」が明記されることは、中絶法廃止に向けた第一歩という意味合いも持っていた。実際、1999 年に下院を修正法案が通過した際、その時期に合わせて法王庁から中絶法を「生命に対立する法」として非難する見解が出されたほどである。

もちろん、こうしたいわばプロライフ的な動きに対して反論も少なくなく、なかでも中絶法との整合性という見地から危惧する声は多かった。イタリアの場合、中絶の権利を定めた法律（通称 194 号法）は、フェミニズムの動きの中で 1978 年によりやく制定され（1981 年に国民投票で再確認）、現在でも女性の権利擁護のシンボルとされている。にもかかわらず、生殖技術にかんする法律で受精の瞬間から権利があるという明文化がなされれば、中絶だけでなく女性の権利全体へも影響が及びかねないという危惧もあり、反発は強かった。

しかし生命言説の勢いは強く、一時は、この「コンチェピートの権利」の前に「特に」という言葉をつけた形での提案もなされ（1999 年下院通過案）、胚こそが本法の主たる保護対象であるかのような印象になったこともあった。また、この条項に合わせる形で、胚という生命の凍結を禁止する②の条項が作られたわけだが、その②条項が、Ⅱ章「許容される生殖技術の範囲」ではなくⅥ章「胚の保護基準」に配置されたことにも注意したい。この配置には、②が生殖医療を受ける側の問題ではなく（①はⅡ章に配置されていることと対照的に）、胚すなわち生命の問題とされていることが如実に示されている。そしてこの動きは、中絶法廃止論の高まりのほかにも、民法第 1 条の改正という要求をも引き起こした。民法 1 条とは、人の法的地位は誕生の瞬間に始まることを規定したものであり、ゆえにその改正は中絶法廃止論者の間ではかねてから課題とされていた。民法 1 条改正案は、法制化への動きが強まっていた 1995 年にはじめて下院に提出されているが、その成立後は、さらなる賛同者を集め

* なお避妊に関しては、1981 年にヨハネ＝パウロ 2 世が勸告『家庭の結合』で、周期的な産児制限（いわゆるオギノ式）を認めた。

て、現在まで再三再四の提出が続けられている。

3-4. 40 号法一部廃止国民投票

さて以上からは、イタリアの生殖医療法の特徴とは、家族・親族の問題系にかかわる性＝生殖図式と、胚および生命の尊厳を求める生命言説とから発していることが明らかになってきただろう。もちろん、生命とは言っても、具体的には胚という生命の始まり、すなわち生殖の結果が問題となっていることに気づくならば、両者の問題系は密接に関連しており、切り離すことはできない。ただし両者を暫定的に分けてみると、後者の生命言説が最近勢いを増しているようにも見える。

実際、生命という言葉自体は、かなり以前から特に教会によって喧伝されていたとはいえ、一般社会の関心を集めるようになったのは、まさにこの法律審議の時期であった。そもそも本法は、クローン羊の誕生や卵子の売買などの生命の技術化・商品化という事件をきっかけに審議が始まったものである。また、そもそもこの法律で①のように性＝生殖図式が極端な形で表出されたことも、生命が性＝生殖図式の最も端的な表出であるとするならば、(彼らの家族観そのものが生物主義的であるというよりは) 生命言説が前景化してきたことと関連しているかもしれない。そしてこの変化は、法律成立の翌年に、改正を求めて行われた国民投票に、よりはっきりした形で表れることになった。

イタリアでは、成立した法律及びその一部を廃止する手段の一つとして、国民投票制度がある。国民投票には、まず一定数の有権者の請求署名を集め、憲法裁判所での審議を経て投票実施の可否及び投票項目*を決定するという手順が必要だが、40 号法にかんしても、その成立直後から署名運動が開始され、全国的な盛り上がりを見せた。そして翌年早々には国民投票の実施が決定し、投票で是非を問う項目が4点に絞られた。しかしその結果は、投票率が25.9%にとどまり、不成立になったことは既に触れたとおりである。ただしそれは、人々の関心が低かったことを意味するのではなく、この法律の廃止を阻止しようとする教会側や中道右派の勢力が棄権を呼び掛け、最初から不成立を狙う戦略に出たためであった。

ところで、この国民投票において投票の対象となった項目とは、⑦胚にかんする実験的臨床医学的研究の制限条項(40 号法 13 条他)、④胚凍結禁止および採取した胚すべてを女性の体内に戻す条項(先述の②に相当)、⑤「胚の権利」という文言(③に相当)、④第三者からの配偶子提供の禁止条項(①に相当)、の4点である。たしかにこれらは、⑦以外は先述の①～③に相当しており以前からの懸案事項だったが、ここで注目したいのは、まず、その具体的な議論の仕方に変化が見られたという点である。たとえば④(②)の項目は、国民投票のキャンペーンでは主として着床前診断の是非として論じられるようになっていた。

実は40 号法では、着床前に胚の診断を行うことについては、明確に禁止されているわけではない。ただし、受精させた胚をすべて女性の胎内に戻すことが義務付けられているため、診断結果をもとに遺伝病などの有無によって胚を選別することは事実上不可能となっており、既に訴訟も起きていた。なかでもイタリアでは地中海性貧血という遺伝病が少なくなく、そ

* この国民投票には、法律全体を廃止する場合と、一部廃止の場合とがある。後者の場合、そのどこを廃止するかという投票項目を決定する必要があり、40 号法の場合も、その手続きが採られた。

の場合は、生まれてくる子供だけでなく、流産・死産の確立が非常に高いという母体側のリスクも大きいと、着床前診断が切望されていた。しかし、これらの問題は以前から知られていたものの、40号法の審議時にはあまり話題になっていなかったのである。せいぜい教会側が生命の選択につながるとして、批判的に取り上げていた程度である。とするならば、国民投票キャンペーン時に、特に廃止・改正を求める側が自らの主張のためにこの問題に積極的に言及するようになったということは（当時ちょうど着床前診断をめぐる訴訟がメディアの注目を集めていたこともあったが）、40号法の廃止・改正を求める側も、生命言説に踏み込んできた（踏み込まざるを得なくなった）証左の一つと言えないだろうか。

また、その傾向は、これら4つの投票項目のバランスにも見て取れる。そもそも4項目のうち、家族・親族の問題系に最も関わっているのは㊤だが、廃止・改正派のキャンペーンでもそれが前面に出ることは少なく、人々の関心は専ら㊦～㊨の胚にかんする問題に向けられていた。なかでも、胚の万能細胞などにかかわる研究の解禁を求める㊦は、同時に、現在保存されている余剰凍結胚の研究利用を意味しており、イタリアでは以前から㊨以上に生命言説に抵触するきわめてナイーブな事項であった。40号法の審議過程では、教会側を中心に、その処遇をめぐって「養子」制度の導入が真剣に論じられたほどである。つまり余剰胚とは、特に教会側にとっては生命擁護のシンボリックな位置にあったわけだが、国民投票の時点では、廃止・改正派も積極的に余剰胚問題を取り上げ始めたのである。もちろんそれは、胚の研究がパーキンソン病などの難病治療につながることを強調し、そうした患者たちの要望としても解禁は急務であるという主張であり、胚を人の生命と見なす立場とは真っ向から対立するものである。しかし、いかなる立場であれ、両陣営ともに、生殖技術を胚の問題として積極的に議論するようになっていたことは間違いない。実際、廃止・改正派のキャンペーンには、生殖医療現場の患者たちだけでなく、ルカ・コシオーニ協会（Associazione Luca Coscioni：後述）に代表されるような胚の研究に期待する患者たちの組織も積極的に加わるようになり、メディア等には、むしろ後者の露出が目立っていた。

そしてこうした変化は、投票結果にも現われていると言えるだろう*。それは、投票が無効となって結局は教会側の勝利であったという全体的な結果ではなく、4項目それぞれの結果である。実は、㊦～㊨の項目については、全投票者のうち廃止賛同者はそれぞれ90%弱であったのに対して、㊤は78.2%で、10ポイント以上も低かった。このことは、それがイタリア社会の家族観の生物主義的な特徴を反映しているというよりも、むしろ、生殖技術がもはや家族・親族という領域についての論争の場とは見なされなくなっていることを示唆しているように思われる。イタリアでも家族・親族の多様性などの議論がないわけではない。しかしそれは、今や生殖技術論の俎上から離れており、一方、生殖技術は、胚および生命をめぐる

* 2005年6月12-13日に行われた国民投票の正式な結果は次の通り。全投票者は全有権者の25, 9%にとどまり、不成立となった。各項目に関しては、㊦廃止賛成89.2%、反対10.8%、㊧賛成88.8%、反対11.2%、㊨賛成89.9%、反対10.1%、㊤賛成78.2%、反対21.8%。なお、投票率の低さに関しては、教会勢力による「棄権キャンペーン」が功を奏したことは確かだが、積極的な反対は棄権者の3割前後であるという調査報告もあり、さらには、ここ数年における他の国民投票も不成立が多く、政治的関心が全般的に低下していることも考慮に入れると、明確な反対と賛成はほぼ拮抗していたという見解もある。そうした国民投票の結果にかんする分析にかんしては、雑誌*Bioetica*13巻3号の特集「補助生殖にかんする国民投票の分析（Prime Riflessioni sul Referendum sulla Procreazione Assistita）」(pp.17-122)を参照のこと。

議論の場へと特化しつつあるように推察されるのである。

4. 親族関係の変化か、新たな関係性か

4-1. イタリア生殖技術論における家族・親族観

この傾向は、国民投票後の現在も続いている。着床前診断にかんしては、司法の場でそれを認める判断が示されたのにもなって、2008年、40号法ガイドラインの見直しが行われた際に解禁されることになった。このガイドラインではさらに、生殖技術による医療対象者が、HIV感染者などのように不妊ではないが性交渉による生殖に困難のあるカップルにも広げられたが、こうした方向性への反発も大きく、教会は産婦人科医に新ガイドラインの「良心的拒否」をするよう呼びかけを行った。中絶反対運動も盛んになり、その根拠として40号法（1条の「胚の権利」）が利用されることも多くなっている。今後、その姿勢がどちらに振れるにせよ、生殖技術を規定する40号法が、胚という生命にかかわる議論の場としてますます注目をあびていくことは間違いないだろう。

こうしてみると、生殖技術がイタリア社会にもたらした最大の論点とは、胚または生命という言葉であり、その一方で、家族・親族関係の領域には結局大きな影響はなかったと言えるかもしれない。以上の議論を、生殖技術の親族概念への影響という本稿のテーマにそってここでもう一度まとめるならば、イタリアでも生殖技術導入の初期においては、Far Westと言われるように彼らの家族・親族観を揺るがす試みがあり、自らの家族・親族観を再検討しようとする議論は盛んだった。しかし法制化審議が始まったところから、胚という論点が前景化する一方で、家族論は後退した。ただし胚という論点への移行も、既に指摘したように胚が性＝生殖の産物であることに着目すれば、この図式が純化されただけだと見ることもできる。とするならば、いずれにせよ、その家族像は従来通りの「近代家族」の枠組みに収まるものであり、生殖技術は、その補強としても機能したことになるだろう。

ただしここで、若干注記しておきたいのは、この家族・親族観は、あくまでも生殖技術及び生殖医療にかかわる次元での言説であるという点である。実際、特に近年ではイタリアでも家族の多様化は進み、事実婚や同性婚の法制化の動きもある。もちろんその際にも、教会側と中道右派の勢力はいわゆる「近代家族」的な家族観の維持を目指し、激しく反発をしている。イタリア社会全体では、家族にかんする論争はむしろ激化しているのである。

また、そうした議論は（いわゆる狭義の）政治的な言説であって、人々の日常生活の次元での家族及び親族の様相ともかなり異なっている。この問題については、既に別稿で詳しく考察したが[宇田川 1989,1999]、彼らの家族・親族観はいわゆる血縁や婚姻だけに拘束されてはおらず、したがって性＝生殖図式に当てはまるか否かという単純な問題に収斂するものではない。実際、筆者は多くのイタリア人から、「生殖技術の議論が政治の道具になっている」「これは政治でやってはならない問題だ」「そもそもこの問題は法律にはそぐわない」などという批判的な意見を耳にした。これは、彼ら自身が、政治家や教会が言う家族とはいわゆるイデオロギーであって、自分たちの生活のそれとはずれていることを認識していることを意味している。生殖技術に限ってみても、本稿で見てきた言説はその法制化をめぐるものであって、生殖医療の現場では異なることは、「妊娠ツーリズム」などの現状から容易に想像されよう。生殖技術をめぐって語られている家族観とは、それだけで彼らの家族観を代表するも

のではなく、他の様々な位相や次元での言説の中で理解していく必要があるのである。

とはいえ、生殖技術における家族・親族言説が（それ自体は限定的なものでも）、いわゆる「近代家族」的な性＝生殖図式を踏襲したものであり、しかも近年では語られることすら少なくなっているならば、それは、生殖技術が彼らの家族・親族言説にほとんど影響を与えなかった証であることは間違いないように見える。しかしながら、本当にそうなのか、最後にこの問題について考察してみたい。

4-2. 人の個体化、そして断片化へ

生殖技術が胚・生命の問題系に移行しつつあることは既に述べてきたが、ここで再び、こうした生殖技術の生命言説化に着目すると、その側面とは、生殖から家族・親族という関係性が失われつつあることを意味しているという指摘は既になされている[Franklin1993]。つまり生殖技術は、生殖の場を、胚という（ビジュアル的にも）個体としての人間の誕生として描き出す一方で、それを家族・親族という人間関係の出来事、すなわち家族・親族関係の始まりとする見方を消し去りつつあるとも考えられるのである。これは、人の個体化であるとも言いかえられる。ただし、人が（生殖の場で）個体化するということは、家族・親族関係にとっては、その剥奪・消滅を意味するだけなのだろうか。

その前にまず、ここで言う個体化とは、これまで近代的な個人や主体という言葉で語られてきた概念とは異なるものであることに注意したい。たしかに個体は、英語では個人と同様に individual になるかもしれないが、近代的な個人や主体が、文字通りそれ以上分割できない (in-dividual な) 本質をもつもの（しばしばそれがアイデンティティとも見なされた）として概念化されている一方で、ここで問題にしている個体とは、（そうした不可分な本質をもつか否かはさておき）それ自体が一つの実体として最初から存在しているという点に重きをおいた概念である。それは、まさに胚を人の誕生とする考え方に代表されるものであり、そのビジュアルなイメージにも、人は始原的に一つの実体であることが端的に表現されている。

とはいえ、そこではすべての関係性が否定されているわけではない。実際、胚そのものが、卵子と精子による受精の結果であり、ゆえに卵子や精子、およびそれぞれの出所である女性と男性と関係を持っていることは明らかである。しかし、その場合の関係性とは、（従来の母・父と子供の関係のような）実体同士の関係というよりは、卵子・精子と胚との関係に代表されるように、部分と部分との関係として見ることもできる。そこでは、関係性自体が、そのあり方を根本的に変えつつあることが示唆されているかもしれない。

そもそもその背後には、この個体というあり方が、（ただ最初から実体として措定されているだけでなく）もう一つ、実は分割可能であり、それゆえ断片化しうるものであるという考え方が関与していると考えられる。この考え方は、最近、生殖技術にとどまらず臓器移植や遺伝子治療など、人の身体と生命にかんする医療技術の発展の過程で、生命倫理や「生－権力」というテーマとともにしばしば議論されるようになった身体観・人間観である。実際、輸血や皮膚移植などのように、人の身体はいまや、それほど先端的な医療現場でなくとも不可侵で不可分な実体としては扱われていない。極端に言えば、人の身体はすでに様々な部分＝断片の集積であり（しかも、その中にはピースメーカーのように無機物の機械も含まれたりする）、そうした状況を、たとえば Haraway は「サイボーグ」という挑発的な言葉を用い

て論じている[Haraway1985]。

もちろん、こうした見解に対しては、極論あるいはファンタジーにすぎないという反論もある。たとえば臓器移植の現場などでは、臓器提供者や患者たちが、身体の部分を各自の人格が宿るものや所有物と見なしているという報告は数多い。そこでは、部分はやはり全体の中で（あるいは全体と関連して）こそ意味をもつものであり、ゆえに、部分を統合する全体の一義性は、いまだ揺るいではないと言えるだろう。

たしかに、人の個人としての統合性はそう簡単に崩れるものではない。しかしながら、ここで若干目を転じてみると、近年、現代社会にかんして「リスク社会」「オーディット文化」などという言葉で指摘されている側面にも類似の現象を見出すことができる。その詳細は省くが、そこで議論されている現代社会の特徴とは、監視や説明責任・透明性などがますます問われるにともなって、個々人も（従来の近代的な個人・主体像とは異なって）外部からモニターしうる指標の集積体として言説化されるようになってきているという点である。すなわち各人はもはや、時々の行動において内的な意図や本質を問われることもなく、そうした意図や本質をもつように規律化され道徳化された主体として成長し行動することも期待されなくなり、その代り、その時々場面ごとにモニターされる指標（情報）の集積体として表象されるようになってきているというのである[三上 2007]。しかも、その各自の指標（情報）とは、必要とされる場面ごとに異なり、それらが場面や時間を超えて互いに連関し一貫していることも求められていない。つまり、その集積体たる個人の統合性や一貫性は、すでに一義的な問題とはなっていないというのである。

こうしてみると現代では、個人の断片化という問題は、生殖技術をはじめとする医療の場のみならず、社会生活全体に起こりつつある現象として見ることもできる。むしろ医療とは、そうした現代社会の傾向を先端的に表象している領域かもしれない（これが生一政治化の表れの一つか）。いずれにせよ、近年特に生命言説化しつつある生殖技術からは、個体化され断片化された人というあり方が、こうした周囲の現象とも連動して表出しつつあるならば、その位相においては、親子の関係、家族・親族関係とは、いかなるものになるのだろうか。

4-3. 新たな関係性か

実は、この問いにかんして筆者は、いまだ十分な方向性すら提示できる段階にはない。たしかに生殖の場で、胚や生命という表象を通して、人が始原的に断片化しうる個体として言説化されているならば、その場合の子と親の関係とは、従来の家族・親族の関係性とは本質的に異なる可能性はある。しかし、先述のような断片と断片との関係とは、はたしてどんなものなのか、そもそもその可能性はあるのだろうか。

ここで、若干唐突だが、筆者が2006年10月に先述のルカ・コシオーニ協会という団体でインタビューした女性の話を紹介したい。この団体は、筋委縮性側索硬化症の患者であったルカ・コシオーニが、2002年に科学研究の自由を求めて設立したものである。彼は、もともと経済学者だったが、発病後、自らの病を通して先端医療技術と生命倫理の問題に積極的に取り組み、政治的な活動も始めるようになった。その過程で多くの賛同者を得て作られたこの協会は、現在では、避妊・中絶、生殖技術から、臓器移植、遺伝子治療、再生医療、安楽死まで、生命と身体にかかわるあらゆる問題に、特に患者や医療者の立場から取り組むよう

になっており、このテーマにかんしては今やイタリアにおいて最も大きな影響力と発言力をもつ組織に成長している。40 号法一部廃止の国民投票の際にも、廃止派の要として署名活動の開始の段階から重要な役割を果たしていた。

ところで筆者は、この国民投票にかんする調査をした際に、同協会でボランティアをしている 40 歳代半ばの女性に話を聞くことになった。彼女は不妊に悩み、数回体外受精を試みたが失敗、その後治療を断念して、以降、治療の過程で知り合ったこの協会で活動している女性である。そしてそのインタビューで非常に印象に残ったのが、彼女が、臓器移植を求める人たちと「つながっている (ci siamo legati)」と感じるようになったと語っていたことである。彼女によれば、協会で働き始めた時、一緒に部署だった仲間の一人が、臓器移植を待っている患者の家族だったという。それ以前にも臓器移植問題については何となく知っていた。しかし、この仲間や協会での活動を通して、自分の不妊の問題も（たとえば自分の凍結胚が再生医療で誰かの臓器になりうるように）実は他人の身体の問題に回りまわってつながっていることを詳しく知るようになり、自分も彼らも、さらには他の再生医療などを求めている人たちなども、(具体的にはそれぞれ抱えている問題は違うが) 同じ「身体」や「生命」という問題で「つながっている」のだとはじめて実感できたというのである。それは、協会のメンバーシップやイデオロギーの問題ではなく、あるいは健常者か否かという問題や、ましてや人種や階級などの問題でもない、「身体や生命のつながり (legame del corpo e della vita)」であると、彼女は主張した。

たしかにこの言明を、単なるヒューマニズムや共感の問題と見ることも可能である。あるいは、このテーマに限らず同じ問題を抱えたり同じ目的のもとで活動している者たちの組織等でも見られるような、一種のコミュニティ意識にすぎないという見方もあるだろう。しかしながら、それでも注目したいのは、彼女がこうしたつながりを、胚、臓器、万能細胞、臍帯血・血液等について詳しく知るようになってはじめて感じるようになったという点である。彼女は「学んだ」という言葉も用いていた。また、彼女はその「学び」を自分の体験や悩みに結びつけて語っていた。つまり彼女は、自分の生殖医療の経験をとおして得た身体感覚を基盤として、それを協会で得た身体にかんする知識と言説で再編成することを通して、類似の経験を持つ人々とともにこの「つながり」を作っていたとも考えられるのである。彼女は、この感覚は自分だけではないだろうとも語っていた。とするならば、その「つながり」とは、断片化しうる身体にかんする知識と実践の中から新たに生み出された関係性の一つとして見ることはできないだろうか。それは、少なくとも抽象的なヒューマニズムでも、同じ目的や問題を共有するコミュニティ意識でも、臓器移植などで語られている人格的なつながりでもなく、もちろん同じサブスタンスを共有する関係でもないと言うことはできるだろう。

5. おわりに

とはいえこの議論は、まだ思いつきの域を出ていないかもしれない。身体論、科学技術論、生命倫理など、考察すべき関連テーマも数多く残されている。また、類似の議論としては、先のHarawayの挑発的な議論のほかにも、生殖技術に限れば、卵子のドナーとレシピエントたちの間に、匿名的ではあるが或る絆の意識が生じることを「sociality of anonymity」という言葉で指摘したKonrad[1998]の報告や、遺伝子のレベルのつながりの可能性とその問題点

に着目したFinkler[2001]やNash[2004]の議論などがあるが*、総体としてはまだわずかである。さらには、上記でボランティア女性が言っている「つながり」とは、いわゆる親族関係に相当するものではなく、したがってここで取り上げるのは筋違いであるという指摘もあるだろう。ただし、そもそも親族という概念がすでに述べたように西洋的な性＝生殖図式や自然概念と密接な関係を持っているならば、生殖技術は、新たな家族・親族関係をもたらすというよりも、家族・親族関係を定義そのものから再検討していく契機だったのではないか、という点を最後に若干付け加えておく。

繰り返すまでもないが、親族関係とは、少なくとも西洋においては（ゆえに西洋の産物である人類学的な親族研究においては）性＝生殖図式に代表されるような生物学的言説を基盤とする「自然」な関係として概念化されてきたものである。Strathern[1992a]やFranklin[1993, 2001]も指摘するように、そうした「自然」さこそが、親族関係の本質および特徴であり、強さとも見なされてきた。ところが近年、生殖技術をはじめとする科学の進展によって生殖および性の「自然」が崩れ、「自然」そのものも技術との境界が不明になってくると、たとえ「自然」の優位性は揺るがなくとも（むしろ昨今の「生－権力」はそれを強めているとも考えられる）、「自然」の内容のみならずその構造的な位置づけが大きく変わりつつあると考えられる。「自然」という言説には、何が・どこまで・どのように含まれるようになってきているのか、そもそも生物学的とは何か、という問いである。

とするならば、その変化は、生殖や性の問題に限っても、性＝生殖の図式の崩れだけでなく、その意味や位置づけ自体の変化へと連動していくだろうし、さらには、人の身体そのものの定義の再編も引き起こしていくに違いない。すなわち「自然」が変われば、生殖が何を意味するのかは、少なくとも他の身体の問題全体とも関連させながら考え直していく必要があるし、ゆえに親族関係（及びその変化）にかんしても、今後、そうした視野の中で根本的に再検討していかなければならないと考えられるのである。

本稿の最後で提示した議論が、そうした方向性を開示しうるものかどうかは、筆者自身も正直分らない。しかしながら、生殖技術をただ新たな親族関係の付加や拡大の契機と見なすだけでなく、また、Carsten(ed.)[2000]のように、親族関係をいったん生殖や性の問題から解放して「関係性 (relatedness)」一般という次元に引き戻して改めて議論し直すという方向でもなく、むしろ、生殖、自然、生命、生物学的言説などと親族概念の関連性そのものにこだわりながら、その結節点そのものの構造的な変化に寄り添いつつ考察していくことも、「生－権力」がますます巧緻な浸透を見せている今だからこそ「新生殖技術時代」の親族研究にとっては必要な視点ではないだろうか。そして、そうした作業を経て初めて、親族研究は、生産的な意味で新たな段階へと確実な一步を刻むことができると思われる。筆者もイタリアの事例を追いながら、その試みを続けていくつもりである。

参考文献

Boccia, Maria Luisa & Grazia Zuffa 1998 *L'Eclissi della Madre: Fecondazione Artificiale*,

* Finkler[2001]は、DNA が断片化した個人をつなげる可能性を指摘しているし、Nash[2004]は、genetic kinship という言葉を用いている。しかし両者とも DNA という一レベルでの関係性であり、本稿の多様な身体部位を横断する関係性とは異なっているし、その構造的なあり方にも違いがあることは付け加えておく。

Tecniche, Fantasie e Norme. Pratiche Editore: Milano.

Bonaccorso, Monica 2004 "Making Connections: Family and Relatedness in Clinics of Assisted Conception in Italy", *Modern Italy*. 9(1):59-68.

Bonaccorso, Monica 2009 *Conceiving Kinship: Assisted Conception, Procreation and Family in Southern Europe*. Berghahn Books.

Bornini, Andrea et al. 2006 *Osservatorio Turismo Procreativo: Sempre Più Coppie Cercano la Cicogna all'Estero*. www.quimamme.it

Botti, Caterina 2001 "Su Sienza, Etica e Riproduzione in Italia", in Di Cori, Paola & Donatella Barazzatti (eds.) *Gli Studi delle Donne in Italia*. Carocci: Roma.

Carsten, Janet. 2004 *After Kinship*, Cambridge Univ. Press.

Carsten, Janet (ed.) 2000 *Cultures of Relatedness: New Approaches to the Study of Kinship*. Cambridge Univ. Press.

Casalone, Carlo et al. 2005 *La Fecondazione Assistita: Un Dibattito Aperto tra Scienza, Morale, Diritto e Politica*. Associazione Città dell'Uomo: Milano.

Cassano, Giuseppe 2000 *Le Nuove Frontiere del Diritto di Famiglia*. Giuffrè: Milano.

Centro Studi e Documentazione sulle Condizione Femminile (ed.) 1991 *Fra Tecnologia e Desiderio, Un Figlio: Atti del Covegno di Studi sulle Problematiche delle Tecnologie Riproduttive, 10-11 Febbraio 1989 Cagliari*. La Tarantola: Cagliari.

Corti, Ines 2000 *La Maternità per Sostituzione*. Giuffrè: Milano.

Di Pietro, Maria Luisa & Elio Sgreccia 1999 *Procreazione Assistita e Fecondazione Artificiale: Tra Scienza, Bioetica e Diritto*. Editrice La Scuola: Brescia.

Ferrando, Gilda 1999 *Libertà e Responsabilità e Procreazione*. CEDAM: Padova.

Finkler, Kaja. 2001 "The Kin in the Gene: the Medicalization of Family and Kinship in American Society", *Current Anthropology*, 42(2):235-263.

Finzi, Silvia Vegetti 1997 *Volere un Figlio: La Nuova Maternità fra Natura e Scienza*. Mondadori: Milano.

Forneo, Giovanni 2005 *Bioetica Cattolica e Bioetica Laica*. Mondadori: Milano.

Franklin, Sarah. 1993 "Making Representations: The Parliamentary Debate on the Human Fertilisation and Embryology Act", in Jeanette Edwards et al. *Technologies of Procreation*. Routledge.

Franklin, Sarah. 2001 "Biologization Revisited: Kinship Theory in the Context of the New Biologies", in Franklin & McKinnon (eds.) *Relative Values: Reconfiguring Kinship Studies*. Duke Univ. Press.

Franklin, Sarah & Susan McKinnon (eds.) 2001 *Relative Values: Reconfiguring Kinship Studies*. Duke Univ. Press.

Franklin, Sarah & Heléna Ragoné (eds.) 1998 *Reproducing Reproduction: Kinship, Power, and Technological Innovation*. Univ. of Pennsylvania Press.

Haraway, D. J. 1985 "Manifesto for Cyborgs: Science, Technology and Socialist Feminism in the 1980s," *Socialist Review*. 80:65-108.

Inhorn, Marcia C. & Daphna Birenbaum-Carmeli. 2008 "Assisted Reproductive Technologies and Culture Change", *Annual Review of Anthropology*. 37:177-96.

Konrad, Monica. 1998 "Ova Donation and Symbols of Substance: Some Variations on the Theme of Sex, Gender and the Partible Body", *Journal of the Royal Anthropological Institute*. 4:643-67.

Lanfranchi, Valentina & Sandro Favi (eds.) 1988 *Figli della Scienza: La Riproduzione Artificiale Umana*. Riuniti: Roma.

MacCormack, Carol & Marilyn Strathern (eds.) 1980 *Nature, Culture and Gender*. Cambridge Univ. Press.

三上剛史 2007 「『社会的なもの』の純化か終焉か？」『社会学評論』57 卷 4 号 687-707。

Milan, Giandomenico 1997 *Aspetti Giuridici della Procreazione Assistita*. CEDAM: Padova.

Mori, Maurizio 1995 *La Fecondazione Artificiale*. Laterza: Roma.

Mori, Maurizio 2008 *Aborto e Morale*. Einaudi.

- Nash, Catherine. 2004 "Genetic Kinship," *Cultural Studies*. 18(1):1-33.
- Pace, Giovanni Maria 1998 *L'Embrione: Una Questione Aperta*. Sperling & Kupfer: Milano.
- Parmaro, Mario 1998 *Ma Questo È un Uomo: Indagine Storica Politica Giuridica sul Concepito*. San Paolo.
- Peletz, Michael G. 1995 "Kinship Studies in Late Twentieth-Century Anthropology", *Annual Review of Anthropology*. 24:343-72.
- Pessina, Adriano 1999 *Bioetica: L'Uomo Sperimentale*. Mondadori: Milano.
- Pizzini, Franca 1992 *Maternità in Laboratorio: Etica e Società nella Riproduzione Artificiale*. Rosenberg & Sellier: Torino.
- Pizzini, Franca & Lia Lombardi (eds.) 1994 *Madre Provetta: Costi, Benefici e Limiti della Procreazione Artificiale*. FrancoAngeli: Milano.
- Ragoné, Heléna. 1994 *Surrogate Motherhood: Conception in the Heart*. Westview.
- Ragoné, Heléna & France Winddance Twine (eds.) 2000 *Ideologies and Technologies of Motherhood: Race, Class, Sexuality, Nationalism*. Routledge.
- Rubin, Gayle. 1975 "The Traffic in Women: Notes on the 'Political Economy' of Sex," in Rayna R. Reiter (ed.) *Toward an Anthropology of Women*. Monthly Review Press.
- Santosuosso, Ferrando 2004 *La Procreazione Medicalmente Assistita: Commento alla Legge 19 Febbraio 2004, n40*. Giuffrè: Milano.
- Scabini, Eugenia & Giovanna Rossi (eds.) 1999 *Famiglia 'Generativa' o Famiglia 'Riproduttiva' ? : Il Dilemma Etico nella Tecnologie di Fecondazione Assistita*. Vita e Pensiero: Milano.
- Schneider, David M. 1968 *American Kinship: A Cultural Account*. Prentice-Hall..
- Schneider, David M. 1984 *A Critique of the Study of Kinship*. University of Michigan Press.
- Schweitzer, Peter P. (ed.) 2000 *Dividends of Kinship: Meanings and Uses of Social Relatedness*. Routledge.

Socci, Antonio & Carlo Casini 2005 *In Difesa della Vita: Legge 40, Fecondazione Assistita e Mass Media*. Piemme: Casale Monferrato.

Soladano, Monica 1999 *Genitori Oggi con la Procreazione Assistita*. Mediamed: Milano.

Stanzione, Pasquale & Giovanni Sciancalepore (eds.) 2004 *Procreazione Assistita: Commento alla Legge 19 Febbraio 2004, n.40*. Guiffrè: Milano.

Stone, Linda (ed.) 2001 *New Directions in Anthropological Kinship*. Rowman & Little Field Publishers.

Strathern, Marilyn 1992a *After Nature: English Kinship in the Late Twentieth Century*. Cambridge Univ. Press.

Strathern, Marilyn 1992b *Reproducing the Future: Essays on Anthropology, Kinship, and the New Reproductive Technologies*. Manchester Univ. Press.

宇田川妙子 1989 「イタリアの町社会における家族の社会・文化的意義：経験的事実として *famiglia* と民俗概念としての *famiglia*」『民族学研究』53 巻 4 号、349-373 頁。

宇田川妙子 1999 「イタリアの家族論と家族概念」『日伊文化研究』37 号、11-22 頁。

宇田川妙子 2005 「イタリアの生殖医療の法制化にみる『生－権力』」上杉富之編『現代生殖医療：社会科学からのアプローチ』世界思想社。

上杉富之 2002 「新生殖技術時代の人類学」『民族学研究』66 巻 4 号、389-413 頁。

Valentini, Chiara 2004 *La Fecondazione Proibita*. Feltrinelli.

Yanagisako, Sylvia Junko & Jane Fishburne Collier (eds.) 1987 *Gender and Kinship: Essays toward a Unified Analysis*. Stanford Univ. Press.